

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	株式会社大林組	東京都港区港南二丁目15番 2号	0-003000 5-004101

### 2. 指名停止措置期間

平成30年4月24日 から 平成30年10月23日 まで 6ヶ月間

### 3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事及び物品納入・役務の提供調達契約等

### 4. 事実概要

東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線建設工事に関して、独占禁止法に違反する犯罪があったとして、平成30年3月23日、公正取引委員会から検事総長に告発された。

### 5. 指名停止理由

独占禁止法に違反する犯罪があったとして、公正取引委員会から検事総長に告発されたことは、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2第6号に該当すると認められる。

### 参考

- 「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2（抜粋）

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（4号及び5号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 6月以上12月以内

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
②	清水建設株式会社	東京都中央区京橋二丁目16番1号	0-003200

### 2. 指名停止措置期間

平成30年4月24日 から 平成30年10月23日 まで 6ヶ月間

### 3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事及び物品納入・役務の提供調達契約等

### 4. 事実概要

東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線建設工事に関して、独占禁止法に違反する犯罪があったとして、平成30年3月23日、公正取引委員会から検事総長に告発された。

### 5. 指名停止理由

独占禁止法に違反する犯罪があったとして、公正取引委員会から検事総長に告発されたことは、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2第6号に該当すると認められる。

### 参考

- 「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2（抜粋）

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。(4号及び5号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 6月以上12月以内